

組合員 様

山梨県市町村職員共済組合

だんしん特約保証料及び債務返済支援保険料の改定について

平素、当組合の業務運営につきまして、深いご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当組合の団体信用生命保険事業につきましては、上部団体である全国市町村職員共済組合連合会団体信用生命保険事業に関する規則に基づき実施しておりますが、この度、当該規則が一部改正され、4月1日からだんしん特約保証料が改定されます。

また、債務返済支援保険に係る保険料についても併せて改定されることとなっております。

今回のだんしん特約保証料等の改定の概要につきましては、下記のとおりとなりますのでお知らせいたします。

なお、ご不明な点がございましたら共済組合貸付担当までご連絡いただきますようお願いいたします。

記

1 団体信用生命保険事業

団体信用生命保険事業とは、当組合から貸付金を借り受けている組合員が償還途中で死亡したとき又は高度障害の状態となった場合に、その貸付金債務を保険金で充当することにより、退職手当、住宅その他の財産を確保し、組合員及びその家族の生活の安定と共済組合の貸付債権の保全を図ることとした事業となり、団体信用生命保険（以下「だんしん」という。）には、当組合から貸付金を借り受けている組合員が任意で加入することができます。

また、だんしんを補完する保険として債務返済支援保険がありますが、当該保険についてはだんしんに加入されている組合員が病気・傷害又は所定の精神障害により長期にわたり休業せざるを得ない状態になったときに、貸付金の返済金相当額（平均返済月額）を保険金として加入者に支払うことにより、組合員とその家族の生活支援をすることを目的とした保険となり、だんしんに加入されている組合員が任意で適用を受けることができます。

2 特約保証料及び保険料の改定の概要

(1) だんしん特約保証料の改定について

だんしんに加入されている場合、特約保証料を納めることとなりますが、当該保証料が次のとおり改定されます。

	改定後	改定前
特約保証料	保険金額（貸付金残高相当額）10万円につき 月額15円	保険金額（貸付金残高相当額）10万円につき 月額20円

※改定期日：平成31年4月1日から改定されます。

(2) 債務返済支援保険に係る保険料改定について

債務返済支援保険の適用を受けている場合、だんしん特約保証料とは別に保険料を納めることとなりますが、当該保険料が次のとおり改定されます。

	改定後	改定前
保険料	保険金額（返済金相当額）1万円につき 月額69円	保険金額（返済金相当額）1万円につき 月額99円

保険料率保証期間：平成31年4月1日から5年間*

※料率保証期間（5年）内においても適用保険料が引き下げられる場合があります。

3 改定後の特約保証料及び保険料の適用関係

(1) 新規*で加入する場合

貸付日の翌々月の1日が加入日となりますので、平成31年2月貸付以降のだんしん加入申込者から適用されます。

*新規とは貸付申込みと同時にだんしん加入を申込み場合をいいます。

(2) 中途*で加入する場合

だんしん中途加入申込日の翌々月の1日が加入日となりますので、平成31年2月以降のだんしん中途加入申込者から適用されます。

*中途とは貸付月の翌月以降にだんしん加入を申込み場合をいいます。

(3) 既に参加している場合

既加入者における保険金額の改定については、毎年9月末日現在の貸付金残高を基準として、加入月の1日（以下「保険金額の改定日」という。）に保険金額を改定しておりますので、平成31年4月1日以降に保険金額の改定日が到来する者から適用されます。

(4) 債務返済支援保険の事後適用*を申し込む場合

事後適用申込者については、(3)と同様に平成31年4月1日以降に保険金額の改定日が到来する者から適用されます。

*事後適用とは当初だんしんのみに参加していた者が、途中で債務返済支援保険の適用を受けることをいいます。

4 その他

特約保証料及び保険料の改定後の「だんしん事業加入手続のご案内」（以下「パンフレット」という。）については、当組合ホームページ共済NEWSにパンフレットのPDFデータを掲載しておりますので、お手数お掛けしますが当該PDFデータを出力いただきますようお願いいたします。

担 当：総務課貸付担当 望月
TEL：055-232-7311